

特殊勤務手当支給細則

平成16年 4 月 1 日

細則第 11 号

改正 平成17年 1 月 11 日細則第 1 号
平成17年 6 月 20 日細則第 9 号
平成19年 3 月 23 日細則第 4 号
平成20年 3 月 24 日細則第 6 号
平成21年 3 月 23 日細則第 8 号
平成21年 5 月 28 日細則第26号
平成24年 3 月 14 日細則第 2 号
平成24年 7 月 11 日細則第 9 号
平成25年 3 月 13 日細則第 6 号
平成26年 3 月 24 日細則第 8 号
平成28年 3 月 23 日細則第 8 号
平成28年 9 月 29 日細則第14号
令和 元年 6 月 1 日細則第11号
令和 元年10月 1 日細則第13号
令和 2 年 2 月 17 日細則第 3 号
令和 2 年 9 月 30 日細則第12号
令和 3 年 3 月 26 日細則第 4 号
令和 3 年 6 月 25 日細則第 6 号
令和 3 年11月 25 日細則第11号
令和 5 年 3 月 20 日細則第 5 号
令和 6 年 2 月 14 日細則第 1 号
令和 7 年 6 月 24 日細則第14号
令和 7 年 9 月 25 日細則第16号

(目的)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第18条に規定する特殊勤務手当の支給される職員の範囲，支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に学長が定める場合を除き，この細則の定めるところによる。

(教員特殊業務手当)

第2条 教員特殊業務手当は，次に掲げる場合に支給する。

(1) 教授，准教授，講師，助教又は助手（以下「大学教員」という。）が，学校教育学部入学試験，大学院学校教育研究科入学試験，兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科入学試験又は大学入学共通テストに関する，次に掲げる業務に従事した場合において，当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度に及ぶとき。

イ 学校教育学部入学試験，大学院学校教育研究科入学試験又は兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科入学試験業務で次に掲げるもの

- ① 総括班・試験班の業務
- ② 問題作成業務（学校教育学部入学試験においては、前期日程の共通小論文に限る。また、大学院学校教育研究科入学試験及び兵庫教育大学大学院連合学校教育研究科入学試験においては、筆記試験に限る。）
- ③ 救護業務
- ロ 大学入学共通テスト業務で次に掲げるもの
 - ① 試験実施本部業務
 - ② 試験監督業務
 - ③ 救護業務
- (2) 附属幼稚園，附属小学校，附属中学校又は附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）に所属する主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭で職務の級が教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の特２級又は２級のものが，次に掲げる業務に従事した場合において，当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度に及ぶとき。
 - イ 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - ① 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この号において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - ② 児童又は生徒の負傷，疾病等に伴う救急の業務
 - ③ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
 - ロ 修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し，かつ，実施するものに限る。）及び学長が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 教員が，次の事業に関し，別表第１に掲げる業務に従事した場合において，当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度に及ぶとき。
 - イ 本学が受託した事業
 - ロ 本学が行う免許法認定講習，免許法認定公開講座，免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）実施事業
 - ハ 教員研修高度化推進支援事業
 - ニ 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業
- 2 前項の手当の額は，次の各号に掲げる業務の区分に応じ，当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第１号イに掲げる業務 次に掲げる額
 - イ イの①の業務 １業務につき班長 8, 0 0 0 円
 - ロ イの②の業務 １業務につき 6, 0 0 0 円 責任者 8, 0 0 0 円（大学院学校教育研究科入学試験については，一の年度において実施する各選抜試験における問題作成業務は１業務とし，問題作成者と問題作成責任者の業務を行った場合は，責任者の額とする。）
 - ハ イの③の業務 １業務につき責任者 5, 0 0 0 円
 - (2) 前項第１号ロに掲げる業務 業務に従事した日１日につき 1 0, 0 0 0 円（ただし，４時間未満の場合にあっては 5, 0 0 0 円）
 - (3) 前項第２号イの①の業務 業務に従事した日１日につき 3, 2 0 0 円（被害が特に

甚大な非常災害（学長の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると学長が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

(4) 前項第2号イの②及び③の業務 業務に従事した日1日につき3,000円

(5) 前項第2号ロの業務 業務に従事した日1日につき1,700円

(6) 前項第3号の業務 別表第1の業務内容欄に掲げるものにつき、同表金額欄に掲げる額

（教育実習等指導手当）

第3条 教育実習等指導手当は、附属学校に所属する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、鳴門教育大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は学長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第4条 教育業務連絡指導手当は、附属小学校、附属中学校又は附属特別支援学校に所属する主幹教諭、指導教諭及び教諭のうち、別表第2に掲げる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもので、その職務が困難であるとして学長が定めるものの職務を担当する教諭が、当該業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

（職域接種実施手当）

第4条の2 職域接種実施手当は、新型コロナウイルス感染症対策として職域接種を実施することに伴い、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 予防接種業務

(2) 予防接種に関連した、受付・人員誘導及び状態監視業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号のうち医師である者 20,000円

(2) 前項第1号のうち看護師である者 8,000円

(3) 前項第2号 4,000円

（連携教職課程担当手当）

第4条の3 連携教職課程担当手当は、大学教員が、四国地区5国立大学による連携教職課程の連携開設科目を担当し、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 本学において実施する授業業務（他大学学生の受講があった場合に限る。）

(2) 本学以外において実施する授業業務（他大学学生の受講があった場合に限る。）

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 1時間につき3,000円

(2) 前項第2号の業務 1時間につき5,000円

（適用除外）

第5条 給与規程第13条の規定により役職手当を受ける職員のうち管理又は監督の地位

にある職者（以下「管理職員」という。）が、第2条第1項第1号の業務に従事する場合には、教員特殊業務手当は支給しない。

（併給禁止）

第6条 管理職員が、第2条第1項第2号の業務に従事する場合で、給与規程第23条の規定による管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は支給しない。

（特殊勤務実績簿）

第7条 学長は、職員別に特殊勤務実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

（雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年1月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第2条第1項第5号に掲げる場合における支給について、その支給期間は、遠隔教育プログラムに係る授業科目を実施した最初の月の属する一の年度に限り支給する。

3 第2条第1項第5号及び第2項第9号は、平成28年3月31日限りその効力を失う。

4 第2条第1項第5号に掲げる場合において、第7条は適用しない。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 2 項第 1 号の改正規定については、令和 2 年 2 月 17 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 11 月 25 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

1 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の 3 は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業名	業務内容	金額（円）
産業・情報技術等指導者 養成研修	研修資料作成業務（1回につき）	5,200
	レポート問題作成業務（1回につき）	5,200
	試験問題作成業務（1回につき）	5,200
	研修担当業務（0.5時間につき）	2,600
	レポート採点業務（1回につき）	5,200
	試験問題採点業務（1回につき）	5,200
独立行政法人教職員支援 機構連携教職大学院を対 象とする地域センター支 援事業	研修資料作成業務（1回につき）	5,200
	レポート問題作成業務（1回につき）	5,200
	試験問題作成業務（1回につき）	5,200
	研修担当業務（0.5時間につき）	2,600
	試験担当業務（0.5時間につき）	2,600
	レポート問題添削業務（1回につき）	5,200
	試験問題採点業務（1回につき）	5,200
学校図書館司書教諭講習	講習資料作成業務（1回につき）	5,200
	レポート問題作成業務（1回につき）	5,200
	講習担当業務（0.5時間につき）	2,600
	レポート採点業務（1回につき）	5,200
社会教育主事講習	講習資料作成業務（1回につき）	5,200

	講習担当業務（０．５時間につき）	２，６００
免許法認定講習等	講習資料作成業務（１回につき）	５，２００
	単位認定問題（レポート等）作成業務（１回につき）	５，２００
	講習担当業務（０．５時間につき）	２，６００
	単位認定試験担当業務（０．５時間につき）	２，６００
	単位認定のための採点業務（１回につき）	５，２００
教員研修高度化推進支援事業	オンデマンド型（インターネット配信方式等）コンテンツ作成業務（コンテンツ１５分作成につき）	１，３００
	試験問題作成業務（１回につき）	５，２００
新しい学校教育制度に対応したカリキュラム普及プロジェクト	プロジェクト担当業務（０．５時間につき）	２，６００
地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	セミナー担当業務（０．５時間につき）	２，６００

別表第２（第４条関係）

附属小学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任
附属中学校	教務主任，学年主任，生徒指導主事，研究主任，教育実習主任
附属特別支援学校	教務主任，生徒指導主事，進路指導主事，研究主任，教育実習主任